

平成30年度第1回佐倉市環境審議会（公開）

会 議 概 要

日 時 平成30年5月25日（金）午前10時30分～11時30分

会 場 佐倉市役所 1号館3階会議室

出席委員（10名）

川村 健 委員（公募市民）

楠 芳明 委員（公募市民）

久保山 毅 委員（公募市民）

滝口 武志 委員（公募市民）

高山 順子 委員（千葉県立中央博物館 主任上席研究員）

瀧 和夫 委員（千葉工業大学 名誉教授）

中基 信夫 委員（佐倉市校長会 会長）

中村 圭三 委員（敬愛大学 名誉教授）

本橋 敬之助 委員（（公財）印旛沼環境基金 上席研究員）

金子 恭子 委員（佐倉商工会議所 常議員）

欠席委員（2名）

原 慶太郎 委員（東京情報大学総合情報学部 教授）

齊藤 芳江 委員（いんば農協協同組合 佐倉地区女性部 代表）

事務局 環境部 井坂部長

生活環境課 向後課長 布施副主幹 関根主査補

書 記 生活環境課 関根主査補

傍聴人 なし

会 議 次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 事務説明
 - (1) 佐倉市環境審議会に関する概要説明
 - (2) 事務局職員紹介
6. 議 事
 - (1) 会長・副会長の選出について

7. 報告事項

- (1) 佐倉市の現状について
- (2) 今後の審議予定等について

8. 閉会

会議内容

1 開会

事務局（生活環境課長）により開会

2 委嘱状交付

市長より委嘱状の交付

3 市長あいさつ

【蕨 市長】

市長の蕨和雄でございます。

このたびは、佐倉市環境審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

皆様もご存じのとおり、佐倉は、印旛沼や谷津田、里山といった豊かな自然に恵まれ、これらの保全・活用を積極的に進めております。しかしながら、印旛沼の水質は全国ワースト1位が継続し、谷津田や里山では耕作放棄に伴う荒廃など、更なる課題もございます。

一方、市民生活や生産活動が、公害、ひいては、地球規模での環境問題の一因となっているということも日々耳にするところでございます。

環境問題解決のキーワードは、「Think Globally、Act Locally」、すなわち「地球規模で考え、地域で行動せよ」とのことです。様々なお立場の委員には、大所高所からご議論いただき、私ども行政が、市民や市内事業者の皆様と手を携え実践することで、豊かな自然に恵まれた「ふるさと佐倉」を、次の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

委員の皆さまには、これにぜひともお力をお貸しくださいますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

4 委員自己紹介

委員による自己紹介

5 事務説明

(1) 佐倉市環境審議会に関する概要説明

【生活環境課長】

議事に入る前に、佐倉市環境審議会の目的及び設置根拠などについて説明させていただきます。

本審議会は、本市の環境保全に関する事項について調査、審議するため『環境基本法』の規定を受け、『佐倉市環境審議会条例』に基づき設置するものでございます。

具体的に申し上げますと、同条例第2条に位置付けのある、環境保全対策の樹立や推進、調査・研究、その他環境保全対策に必要な事項について、市長の諮問に基づき、ご審議いただくものでございます。

なお、佐倉市の審議会等の会議は、佐倉市情報公開条例により、全て原則公開することになっております。

本審議会の会議の公開に当たっては、会場の秩序維持を図るため、傍聴のかたに遵守していただく「傍聴要領」を、お手元の資料「③会議資料」のとおりに定めております。

また、本審議会の会議録につきましては、ご発言の要旨を若干整理した形で「要録」を作成し、各委員にご確認いただいたうえで、市政資料室や市のホームページで公開しております。

委員の皆様には、本審議会の設置意図及び運営に関する事項等をご理解いただければと存じます。よろしく願いいたします。

ここで事務局と職員の紹介をさせていただきます。今年度、組織の改編がございまして、昨年度本審議会の事務局でありました環境部環境政策課と生活環境課が統合されました。これにより、今年度から事務局は環境部生活環境課となりますことをご報告いたします。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(2) 事務局職員紹介

事務局職員による自己紹介

6 議事

(1) 会長・副会長選出

【生活環境課長】

それでは、会議次第に従い、議事を進めていただきたいと思います。

本審議会の議長につきましては『佐倉市環境審議会条例』第6条第1項により、会長と規定されておりますが、委員改選後、はじめての審議会であり、会長が

選任されておられませんことから、会長が決定するまでの間、引き続き、私が、議事進行役を務めさせていただきます。

本日の出席委員は10名で、委員12名の半数以上に達しております。したがって、佐倉市環境審議会条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたしております。

はじめに、会議次第の「6. 議事（1）会長・副会長の選任」を議題といたします。

本日は、皆様の任期の初めの審議会でございますので、会長・副会長の選任をお願いいたします。

選出方法につきましては、佐倉市環境審議会条例第5条第1項により、委員の互選によって定めるようになっております。

互選の方法について、いかがいたしましょうか。

【委員】

互選ということですが、今回委員も新しくなり、皆さんこれまでの経緯なども存じませんので、もし事務局で提案していただければありがたいです。

【委員】

前はどなたが担当されていたのですか。

【生活環境課長】

前は、会長が本橋委員。副会長が中村委員となっております。

【生活環境課長】

それでは、事務局案を提案させていただきます。

まず会長でございますが、会長には議長として審議会の議事進行を行っていただく任がございますことから、前会長であり、当審議会の運営に精通されている本橋委員に、お願いしたいと存じます。

副会長につきましては、本日ご欠席ではございますが、佐倉市の他の審議会委員なども歴任され、環境行政のみならず市政全般に理解があり、また市民でもある原委員にお願いしたいと考えております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(・・・「異議なし」の声・・・)

「異議なし」ということでありますので、会長には本橋委員、副会長には原委員を選出することにいたします。

原委員には、後ほど事務局よりご連絡し、承諾を得たいと思います。

それでは本橋会長より就任のご挨拶をお願いいたします。

【本橋会長】

ただいま、会長に選出されました本橋敬之助でございます。

任期中は、いろいろとご面倒をお掛けすることと思いますが、審議会の進行等におきましては、何とぞ皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

先ず1点目でございますが、東京オリンピックを2年後に控えまして、建設廃材の不法投棄の問題がございます。ご承知の通り佐倉市、四街道市の2市で千葉県の不法投棄の7割を占めている。恐らく不法投棄する側は、手を変え品を変え法の目を潜り抜けている。そういった事を考えた上で佐倉市としては市民の財産である住居環境をしっかりと守る為監視状況を強化して欲しいと思います。

2点目は太陽光パネルについてです。東日本大震災以降原発に対する不安から太陽光発電が正義だと言われておりますが、私から見ると正義が悪い方向に使われている。我々の生活と密接な関係がある自然を太陽光パネルの設置によって壊されている。それでいいのかと。今、国においても設置することに対してマニュアルや法的な規制はない訳です。そういう意味において佐倉市では住民環境を守る為に今ある市の色々な条例を駆使して設置の良い方法を市として指導していただきたいと思います。

今日は新しい委員もいらっしゃいますが、私が幾つかの市で環境審議会の委員を務めている中で感じることは環境審議会の主旨を充分理解されないまま会議に参加される方がいることです。先ほど事務局より説明のありました資料③の佐倉市環境審議会条例の第2条に「審議会は、市長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。」とあります。ややもすれば個々の持っている環境に関する恨みつらみや苦情について発言をする。あくまでも審議会というのは市長の諮問により審議する場であり、個々の問題を審議する場ではないということです。ここは非常に大事な部分であると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上簡単ではありますが、会長就任の挨拶とさせていただきます。

【生活環境課長】

どうもありがとうございました。

佐倉市環境審議会条例第6条第1項により、会長が会議の議長となることとでございますので、これからの議事進行を会長にお願いしたいと思っております。

会長よろしくお願ひいたします。

7 報告事項

(1) 佐倉市の現状について

【議 長】(会長)

規定によりまして議事を進行したいと思っております。皆様のご協力をお願いいたします。会議次第の「7 報告事項 (1) 佐倉市の現状」について、事務局より説明を求めます。

【生活環境課長】

今回、新たに審議会委員になられた方がいらっしゃいますことから、まずは佐倉市における環境の現状について生活環境課環境政策・対策班長の布施から、説明をいたします。

【生活環境課】

生活環境課環境政策・対策班長の布施でございます。佐倉市における現状について、説明いたします。

まず、佐倉市の環境施策を推進する組織体制でございますが、今年度から生活環境課、廃棄物対策課の2課による体制で、このうち本審議会や環境基本計画・温暖化対策といった環境に関する政策、自然環境保全、生活衛生、公害対策などは生活環境課が、廃棄物の処理や残土埋立ての監視などは廃棄物対策課がそれぞれ行います。

なお、廃棄物処理関連につきましては、本審議会とは別に「佐倉市廃棄物減量等推進審議会」という附属機関が所管しておりますことから、本審議会では、主に生活環境課の業務をご審議いただく、とお考えいただければと存じます。

次に、佐倉市の環境の現状について、説明いたします。環境白書15ページをご覧ください。まずは大気環境でございますが、現在、市内4箇所で大気の大時監視を行っております。現状でございますが、環境基準が設定されております二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、PM2.5、ダイオキシン類につきましては、基準をそれぞれクリアーしております。しかしながら、唯一、光化

学オキシダントにつきましては佐倉市内だけでなく、県内全ての監視局で達成できていない状況です。

なお、大気汚染物質は発生源から排出された後、気象条件により広範囲にわたって拡散や移動することから、大気汚染物質の規制や監視といった業務は千葉県が行っております。

また環境基準を達成できていない光化学オキシダントの対策でございますが、オキシダント濃度が高くなった、いわゆる光化学スモッグ注意報が発令された場合、千葉県は事業者に対しまして、生産調整や使用燃料の変更などを要請しており、また佐倉市では、住民の皆様に対しまして、屋外での激しい運動や車での不要不急の外出を控える、といった活動の自粛を呼び掛けております。

次に、環境白書 27 ページをご覧ください。水質でございますが、市では定期的に 29 地点における河川など公共用水域の水質調査を行っております。

現状でございますが、印旛沼の近くで川の流れが殆ど見られない地点や、環境基準項目のうち大腸菌群数につきましては基準を達成できておりませんが、その他の地点や、大腸菌群を除く PH、BOD といった生活環境項目や、カドミウムやシアンといった健康項目、更にはダイオキシン類につきましては、全て基準をクリアーしております。

しかしながら、印旛沼につきましては COD 全国ワースト 1 位が続いており、また富栄養化の原因とされる窒素やリンにつきましても、COD 同様、環境基準を超過している状態が継続しております。

印旛沼の水質浄化対策として、県及び佐倉市を含む印旛沼流域の自治体では、生活系からの汚濁負荷量を削減するため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進を進め、特に佐倉市では、通常型よりも処理性能が高く、富栄養化の原因とされる窒素やリンの除去が可能な高度処理型合併浄化槽の設置に対して、いち早く独自に上乘せ補助を行い、また浄化槽の維持管理費の一部に補助を行うなど、積極的に生活排水対策を進めてまいりました。また、産業系からの汚濁負荷量につきましては、法律及び県条例による排水規制により、減少が見られております。

他に事業者や住民の皆様には水質浄化に向けた啓発活動などを行っておりますが、印旛沼の水質は一向に改善が見られない状況です。このため、印旛沼の汚濁負荷量の低減として、雨・風などにより市街地や農地・山林から流れ込む水や、印旛沼の水中や泥に蓄積した栄養塩類やプランクトンなどの内部生産といった、いわゆる「その他自然系」とされる対策も無視できない状況になっているのではないか、と考える次第です。

次に環境白書 47 ページをご覧ください。騒音でございますが、市内を通る高速道路、国道、県道、幹線道路など 15 路線の道路交通騒音と、航空機騒音の監視をそれぞれ行っております。

道路交通騒音につきましては、道路に面する空間として路線ごと・時間ごとに評価を行っており、その殆どが環境基準をクリアーしております。

航空機騒音につきましては、現在、気象条件によっては羽田空港への着陸機が佐倉市上空、高度 4,500 フィートで飛行しており、今後 2020 年に向けて飛行便数の増加が予定されておりますが、現在のところ環境基準はクリアーしております。

次に佐倉市における環境・公害問題の実情でございますが、従来の工場・事業場、建設工事現場といった事業活動に伴うものに加え、近年では、ご近所や一般の家庭生活に伴うものも多くございます。

また対応に苦慮している事例といたしまして、県の許可や指導のもとで行われる事業に伴って発生する悪臭公害がございます。具体的に申し上げますと「産業廃棄物中間処理施設」や「耕作放棄地や休耕田に、廃棄物処理場で中間処理された廃棄物由来の再生土を使った埋立て事業」でございます。このうち、再生土の埋立てにつきましては、昨年、この審議会から答申いただいた通り、市の残土条例の改正を行い、本年 4 月からは再生土による埋立てを原則禁止するとともに、許可対象となる埋立て面積と土質基準の厳格化が併せて施行されました。このように県の許可や届出といった県の管理下で行われる事業に起因する公害問題の解決につきましては、県との連携は言うまでもありませんが、今後佐倉市において、現在の規制を抜本的に見直す必要がある、と考える次第です。

最後に、市の取組として、環境部が所管する条例・計画、事業費でございますが、お配りいたしました資料③6 ページ以降に列記してございます。

このうち、計画の中にごございます、佐倉市環境基本計画と佐倉市谷津環境保全指針につきましては、平成 30 年度を持ちまして計画期間が満了いたします。環境基本計画は佐倉市の環境保全における基本的な事項を定めたもので、谷津環境保全指針は印旛沼と谷津を巡る水辺環境の保全の方針を定めたもので、今後、この審議会でご審議をお願いすることになると思われまますので、その際、詳細にご説明いたします。

駆け足ではございましたが、以上でございます。

【議 長】(会長)

事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

【委員】

もうちょっと解りやすい一覧のような資料はないのでしょうか。

【生活環境課長】

お手元にお配りしている環境白書ですが毎年事業の成果や活動の記録という形で発行しておりまして、基本的には典型七公害を中心に今起こっている問題を整理しているものでございまして、委員からご指摘があったようにもう少し概略化したものをお出しできるようにしていきたいと思っておりますし、当審議会の中で市長から諮問するような案件につきましては、その部分を更に掘り下げた形で別途資料などにより調製させていただきたいと思っております。

また本日かなりボリュームのある資料をお渡ししておりますので、お持ち帰りいただいて時間がある時にお読みいただいて何かご質問等がございましたら順次事務局の方で回答させていただきたいと思っておりますので、いつでも結構でございますのでお気軽にお声かけいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【議 長】(会長)

例えば市民向けに環境白書の概要版のようなものは、配っているのでしょうか。

【生活環境課長】

申し訳ございません。今の所概要版は発行しておらずこのままホームページで公開している状況でございます。

【議 長】(会長)

全文ですか。

【生活環境課長】

全文です。全てホームページで見られるようになっております。

【議 長】(会長)

他にありますでしょうか。

ないようですので次に移ります。

(2) 今後の審議予定について

【議長】(会長)

次に、事務局より今後の審議予定について、説明を求めます。

【生活環境課長】

今後の審議会の開催予定について、ご説明いたします。

今年度内にあと2回、今回を含めると合計3回の審議会開催を予定しております。残り2回のテーマですが先ほど布施から説明いたしました環境基本計画が今年度で終了する見込みとなっております。ただこの基本計画につきましては、佐倉市のマスタープラン、市全体の施策を取りまとめた佐倉市総合計画の基本構想の最終年度が31年度になっておりまして本来市のマスタープランと関連して作らなければいけない個々の計画についても総合計画の計画期間と合わせるべきという議論がございまして、次期の環境基本計画につきましては31年度スタートではなく32年度スタートということで内部調整しておりまして、つまり今年度と31年度で環境基本計画の内容を整理検討いたしまして32年度の4月からの計画というように考えております。したがって今年から色々な作業に入っていきますがその途中、途中で環境審議会に内容をお諮りいたしまして、ご意見を伺って盛り込むべき事項、もっと掘り下げるべき事項のご協議をしていただきたいと思いますと考えております。

後1点ございます。こちら先ほど布施から説明があったように最近のトレンドの課題といたしまして、既存の条例の中だけでは解決できない問題が出てきている中で近年の傾向としては悪臭の問題がございまして。環境保全条例という条例がございまして悪臭の規制基準がありますが、人の感覚的な表現で基準を定めている部分がございますのでその辺をより明確なものにした上でこの4月から施行しております改正残土条例と併せて埋め立て行為をされた後の監視もしっかりと強化して市民生活の保全に努めてまいりたいということで、若干基準の改正を考えております。佐倉市の中で環境に係る基準を改正する場合は必ず当審議会の協議を経てからと規定されておりますのでそういったものも協議の中でご提案をさせていただいてご協力いただければと考えておりますので後2回を想定しております。時期でございますが年内は11月、年を明けて2月の2回を想定してございます。詳しい日程については会長と相談をさせていただき決定をしたいと思っております。以上でございます。

【議長】(会長)

ただいま事務局から、今後の審議会の予定について、11月及び2月の開催予

定との説明がございました。

委員の皆さま、ご意見・ご質問などございますでしょうか。挙手してお願いします。

それでは、私の方から環境基本計画と悪臭の条例。11月と2月に開催されるのは審議会ですね。諮問じゃないですね。

【生活環境課長】

審議会です。

【議長】（会長）

諮問は当然おこなわれる訳ですね。条例改正の際に。それはいつ頃になりますか。

【生活環境課長】

審議会の開催前に諮問しなければ審議ができませんが、諮問の為だけに審議会を開催することを想定しておりませんでしたので、ご相談になりますが、資料につきましては事務手続きを進めていく中でできる限り早く委員の皆様へ提供し、場合によってはイレギュラーかもしれませんが正式な諮問の前にお手元に資料が到達するという想定しております。

【委員】

資料が沢山ありますが、計画があって指針があって白書があります。その順番というのはどのようになっているのでしょうか。一番最初が指針ですか。

【生活環境課】

いえ指針が一番下になりますが今日お配りしたのは平成30年度に終わりを迎えるということで指針を上にしてあったかと思いますが、条例、規則、各種計画というものがございます。

【委員】

例えば今年度の計画を知りたい場合はどの計画を見ればいいのですか。

【生活環境課長】

基本的に環境施策を取りまとめているのが環境基本計画ということで実はかなり古く20年前に作ったものでしてこの20年間の佐倉市の環境施策をこのように進めていきたいと思いますという理念的なものが整理されたものです。それ以外に

佐倉市生活排水対策推進計画という佐倉市が印旛沼を抱えているものですからこれをきれいにするために生活排水をきれいにしなければいけないということで平成5年に策定をしまして順次見直しをしてきているということで、これは佐倉市の下水道をどう普及しようとか、浄化槽をどう補助して推進しようとか個別具体的な話になっているものでございます。ですので環境基本計画はざっくりとした大きなもの、それに対して個別のものがいくつもあるという状況です。

今ご質問で今年は何をやるのかというお話ですがこれにつきましては、佐倉市総合計画という環境だけではなく福祉や他の色々な施策を取りまとめた計画を持ってしまして基本構想、基本計画、実施計画という3部構成になっています。基本構想というのが10年、基本計画が4～5年、実施計画が3か年という計画がございまして具体的な事業については実施計画の中に落とし込んであります。申し訳ありませんが本日お配りした資料の中にはございませんで今年の事業がどうなのかということは配布資料③の7ページに4) 所管事業と事業費について主なものの記載がございましてこちらが今年度の予定ということでご理解いただければと思います。

【議 長】 (会長)

今後配布資料につきましては、事前に配布をしていただければと思います。そうすれば我々も事前に目を通すことができます。

【生活環境課長】

はい。分かりました。

【議 長】 (会長)

他にございますでしょうか。

【委員】

先ほど新しい環境基本計画は32年度からと説明がありましたが期間は10年間になるのでしょうか。また資料につきましても早めの配布をお願いしたいと思います。

【生活環境課長】

10年間というお話がございましたが、先ほど申しましたように佐倉市総合計画が基本構想、基本計画、実施計画という3部構成になっていて基本計画というものが従前はだいたい5年スパンで作られていたんですが、今現行の基本計画から4年スパンになりました。これは議会の審議の中で市長の任期に合わせる方

がいわゆるマニフェストなどと整合していて良いだろうという観点がございまして、今計画の任期が5年だったものが4年という流れになっています。やはりそれが佐倉市行政の基本になってございますのでその考えに沿わない個別計画は有り得ないということで考えておりますので環境基本計画につきましても4年、8年、12年という基本計画の倍数期間ということで想定しておりますがこの辺につきましても皆様にお諮りをしながら決定をさせていただきたいと思いますが、やはり今は社会の移り変わりが早いなかで8年でいいのか12年でいいのか色々なご意見もあると思いますのでその辺は8年若しくは12年で想定しておりますが調査及び精査をした上でお諮りしたいと思っております。

資料につきましては、会長からご指摘のあったようになるべく早い段階でご提供させていただいて充分こちらの場でご意見をいただける状況にしてから開催をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【委員】

市長の諮問というのはいつ出るのですか。基本計画の中に入っている訳ではなく個々に出るのですか。

【生活環境課長】

現行計画の再整理をおこないまして次期案の骨子を作っていくと考えておりますのでその案がある程度まとまった段階でその案をもって諮問という形になりますのでやはり秋口ないし年明け位になるのかなど、最終的にご答申いただくのは、来年の審議会になるかと思っています。

【議長】（会長）

他にございませんか。

他にないようですので、以上をもちまして、今日の審議会は終了したいと思います。委員の皆様には、議事の運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、マイクを事務局にお返しします。

8 閉会

【生活環境課長】

本橋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回佐倉市環境審議会を終了いたします。お疲れ様でした。